

お知らせ

ご存知ですか？ 民生委員・児童委員 県HP

民生委員・児童委員は、住民の皆さんの身近な相談相手として、さまざまな機関と連携して必要な支援を行っています。

〈活動例〉

[相談] 住民が抱える問題について、親身になって相談に乗ります

[情報提供] 社会福祉の制度やサービスについて、住民に情報を提供します
 ※5月12日(日)の「民生委員・児童委員の日」から1週間、各地でPR活動が行われます

※民生委員制度は、100年以上の歴史と実績を有する制度です

☎福祉総務課

☎092-643-3243 ☎092-643-3245

土砂災害に備えましょう

6月は土砂災害防止月間です。砂防課では、ホームページで県内全域の雨量情報や土砂災害の予兆の見分け方、土砂災害警戒区域などの情報提供を行っています。また、「防災メール・まもるくん」で土砂災害警戒情報や土砂災害危険度情報の配信を行っています。ぜひご活用ください。

☎砂防課

☎092-643-3678 ☎092-643-3689

[HP] <http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/>

福岡県迷惑行為防止条例が改正されました

県民の安全・安心を確保するため、悪質な迷惑行為の規制が強化されました。

〈主な改正内容〉

①のぞき見・盗撮行為などの規制場所の追加(例:一般住居の浴室、ホテルの客室)

②住居などの付近をみだりにうろつく行為などの嫌がらせ行為の追加規制

③上記の行為に対する罰則の引き上げ
 ※詳しくは、県警察のホームページをご覧ください

〈条例の施行日〉6月1日(土)

☎県警察本部生活安全総務課

☎092-641-4141 ☎092-643-2163

[HP] <https://www.police.pref.fukuoka.jp>

G20福岡財務大臣・中央銀行 総裁会議の開催に係る 渋滞緩和にご協力ください

世界的に重要な国際会議であるG20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議が、6月8日(土)～9日(日)、ヒルトン福岡シーホーク(福岡市中央区地行浜)にて開催されます。

会議開催期間中は、検問や交通規制などにより、福岡市やその周辺で交通混雑が予想されます。一人一人の協力が会議の成功につながります。福岡市都心部への自動車の乗り入れの自粛、公共交通機関の利用など、皆さまの渋滞緩和へのご理解、ご協力をお願いします。

☎[交通規制について]

県警察本部G20サミット対策課

☎/☎092-641-4141

[HP] <https://www.police.pref.fukuoka.jp>

☎[G20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議について] 県国際政策課

☎092-643-3214 ☎092-643-3224

春の環境美化の日 県HP

6月9日(日)は「春の環境美化の日」です。当日は各市町村によって一斉清掃の行事が実施されます。ぜひご参加ください。

※地域の事情により日程が異なることがありますので、日時、場所、内容については、各市町村にご確認ください

☎[環境美化の日]

☎092-643-3363 ☎092-643-3365

「ふくおか県政出前講座」を 活用しませんか？ 県HP

県では、県職員が県民の皆さんのところへ伺い、県の取り組みなどをご説明する「ふくおか県政出前講座」を実施しています。

〈テーマメニュー数〉186テーマ

〈対象〉おおむね20人以上の県民の皆さんが実施する集会など

〈時間〉10時～20時の間

※ただし年末年始を除く

〈経費〉講師派遣の費用は無料

〈会場〉申込者でご用意ください

※会場は県内に限ります

※申込方法など詳しくは県ホームページをご確認ください

☎[県民情報広報課]

☎092-643-3103 ☎092-643-3107

「福岡県部落差別の解消の推進に 関する条例」を制定しました 県HP

部落差別については、差別発言や差別落書きに加え、近年、情報化の進展による状況の変化に伴いインターネット上での差別書き込みや電子版「部落地名総鑑」の問題など新たな事象が発生しています。

平成28年には、部落差別は許されないものであると明記された「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

こうしたことから、部落差別の解消を推進するため、基本理念や相談体制の充実、教育・啓発の推進などを定めた「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

県では、これらの法律や条例などを踏まえ、部落差別のない社会の実現を目指します。

☎[人権・同和対策局調整課]

☎092-643-3325 ☎092-643-3326

カネミ油症患者の皆さんへ 県HP

健康実態調査

カネミ油症認定患者を対象とした健康実態調査を実施しています。

県から調査に関する通知が届いていない認定患者で、調査にご協力いただける人はご連絡ください。調査にご協力いただくと、国から健康調査支援金が支給されます。

同居家族の認定申請

カネミ油症認定患者の油症発生当時の同居家族の人で、一定の基準を満たす場合、カネミ油症患者として認定の対象となります。

※申請は、随時受け付けています

☎[生活衛生課]

☎092-643-3280 ☎092-643-3282

飲酒運転撲滅

飲酒運転は、絶対しない!
させない! 許さない!
そして、見逃さない!

